

令和元年6月27日

厚生労働大臣 根本 匠様

子ども・子育て支援新制度のもと、子どもの健康と安全の確保のために  
看護師等の教育・保育施設への配置に関する要望書

一般社団法人 全国保育園保健師看護師連絡会  
会長 藤井祐子

心身ともに成長発達途上にある乳幼児の教育・保育において、感染症対策、食物アレルギー児への対応、睡眠中も含めた事故予防、体調不良への対応等、健康安全の確保はすべての教育・保育施設に求められる課題です。そのためには専門的な職種である看護師等の確保が欠かせません。

現在、保育所の待機児童のほとんどが3歳未満であり、平成30年では就学前児童の保育所等利用率は44.1%に達し、うち、3歳未満児は36.6%、中でも1・2歳児は47.0%となっています。

平成27年から始まった子ども・子育て支援新制度のもと、小規模の保育所が増えている一方で、定員500～600名という大規模な保育施設の設置が進む所もあります。平成30年7月「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」では、平成27年から平成29年までの死亡件数は35件(平成27年14件、平成28年13件、平成29年8件)でした。死亡事故で最も多い年齢、発生時状況は、0歳～1歳児の睡眠中の場合で、預け始めの時期、具体的には入園から30日以内の事故が多いと報告されており、保育の質の低下が危惧されます。

厚生労働省は、待機児童解消に向けた取組として、基準緩和による受け入れを自治体に要請しています。認可保育所の保育士配置基準や保育室の面積基準は国が定めた最低基準であり、それでは保育の質を保つことができないため、自治体が独自に上回った基準で保育しているのが現状です。

2008年に出された「保育所における質向上のためのアクションプログラム」では、子どもの健康と安全の確保のために「看護師等の専門的職員の確保の推進」がうたわれました。しかし未だ看護師等は4割程度の保育施設配置に留まっています。

保護者から大事なお子さんを預かり、清潔で安全な環境を作り、心身の健康と成長発達を促し、けがや体調不良にも適切に対応するためには、看護師等の配置が欠かせません。また昨今入所希望が増加している医療的ケアを必要とする児の保育所受け入れや対応においては、通常の園児の健康管理と合わせて複数の看護師等の配置が必要です。

現在、教育・保育施設で働く看護師等は、子どもと保護者への健康支援、職員への保健指導など施設内での役割とともに、関連諸機関との連携や地域の子育て相談など幅広い保健活動を担っています。また子どもと家庭に最も身近な医療職として、子どもたちの健やかな成長に資する活動を続けています。その専門的な役割を活用し、全国のすべての教育・保育施設に広げる必要が今こそ急務であると考え、以下要望します。

- 一、全ての教育・保育施設に、看護師等の配置を望む
- 二、看護師等の配置にあたっては保育士定数外とすること